

出荷制限指示後の管理の考え方（茶）

千葉県

茶の出荷管理については、関係市町村等と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市町村からの出荷管理

(1) 出荷者対策

県は、当該市町の協力を得て、当該市町内の生産者に生茶葉の出荷を行わないよう要請するとともに、製茶工場には、当該市町産出の茶葉を一切使用しないよう要請する。

また、市町等と連携して県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図るとともに、生茶葉生産者及び製茶工場に対し、文書やホームページ等により周知する。

(2) 流通対策

生茶葉は、県内の28製茶工場に出荷されるので、県及び市町村は製茶工場及び製茶工業団体に対して、当該市町の生茶葉を扱わないよう要請する。

※ 本県では、平成23年5月20日及び25日に、各市町村及び関係機関を通じ出荷自粛を要請したところである。

2 制限区域外の市町村からの出荷の対応

出荷制限が指示された市町以外の市町村から産出される生茶葉については、製品の出荷先の捕捉を可能とするよう製茶工場に対し、入荷先、販売先等の記録の保存を求める。